

2020年2月定例会総括質問 原稿

静岡大学将来構想について

静岡大学は私自身の母校であり、将来の在り方については関心を持たざるを得ません。学部は工学部電子工学科で、高柳健次郎先生によるテレビ発祥の大学に憧れてのものでした。

自民党議員団鈴木会長から、静岡大学を2分割する、「工学部・情報学部・浜松医科大学が統合した浜松地区大学」と「理学部、農学部、人文学部、教育学部が統合した静岡地区大学」という、「一法人2大学構想に全会派での反対決議」をあげたいとの提案をいただき、賛同いたしました。

その成果として静岡大学と静岡市の共同による将来構想協議会が設置されました。

第1回協議会を傍聴しましたがゼロベースで協議会は運営されるとのことであります。

しかし、静岡大学側は、「静岡大学2分割構想の決定を前提にステークホルダーである静岡市の意向を反映させたい、反映できるとの姿勢」、静岡市側は、「まずは考えを聞き地域にマイナスであれば反対」、一方で、とん挫した市立大学構想からのリカレント大学構想との連携も射程に入れているように見えました。

協議会の運営における前提に「大学の自治」をどう捉えるかがあります。憲法23条の「学問の自由」によって保障された大学の自治は、2014年の学校教育法及び国立大学法人法の一部改正によっていわゆる「教授会の自治」から「学長のリーダーシップによる全学的な合意」に転換しています。この「大学の自治」の変遷が静岡大学内の意見の分岐をもたらす背景があると私は認識するところです。

<1回目>

「1」 大学自治と協議会

- 1、協議会設置要領の趣旨で、示されている「ゼロベース」とは、昨年3月の統合再編の意思決定の転換の可能性も含めたものとして考えているのか。

「2」 静岡市の高等教育の在り方について

- 1、2020年度予算資料「静岡大学将来構想協議会の運営」に示されている「これまでの検討で明らかになった「リカレント教育」の論点」についてどのように検討していくのか。

<2回目>

「1」 大学自治と協議会

- 1、浜松市は、2018年7月に内閣府地方創生推進事務局に「地方大学・地域産業創生交付金に係る実施計画」に提出し9月議会に1500万円の負担金を提案しています。静岡市長への大学側説明は2019年2月で、浜松市先行であったことがよくわかります。お手元資料、「一つの大学に多くの学部がある大学では、大学全体が一つの方向性を持った機能強化はしにくい面があり、静岡大学が東西に分かれて再編する理由もそこにある」と「医工連携による浜松地区大学構想」を明確に支持しています。協

議会では出席した委員の人の大半が「一法人、浜松医科大学、静岡大学構想」であれ「一法人一大学、完全統合 7 学部構想」であれ、法人統合自体に問題はないと表明しています。静岡市もこの認識であると理解していいのか。

「2」 静岡市の高等教育の在り方について

- 1、第 1 回協議会で石井学長が提案した「静岡地区大学の新たな方向性」での「社会人のリカレント教育」などは、静岡市の高等教育の在り方にどのように関係するか。

<3 回目>

「1」 大学の自治と協議会

憲法 23 条の「学問の自由」によって大学の自治は保障されています。いままさに静岡市で新清水庁舎の住民投票条例制定の署名活動が始まっていますが、これは自治基本条例に基づく市民自治が体现されたもので、大学の自治も同様です。議決の転換をも射程に入れるのであれば、協議会としても大学の意思決定のプロセスに大学に関わる全ての人たちが関与できる教職員投票制度について静岡大学側に提案することも必要になってくると考えます。

また、この統合再編は、浜松医科大学という相手方があっての話です。浜松医科大学との完全統合、浜松医科大学を残した法人のみの統合、あるいは分割による統合、いずれの案も浜松医科大学があってのことです。

- 1、協議会の設置要綱には、「必要に応じて、その他の関係者にも協力を求める」とありますが、協議会では浜松医科大学などの関係者から意見聴取を行うことはあるのか。また、この協議会の存続はいつ頃までと想定しているのか。

「2」 静岡市の高等教育の在り方について

- 1、文科省は 2018 年に公表した「2040 年に向けた高等教育のグランドデザインで「大学等連携推進法人制度」を提唱しています。協議会の検討事項にも入っている「大学等連携推進法人制度」について、静岡市の高等教育の在り方との関係含め、どのように進めていくのか。